畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策) に加入される皆様へのお知らせ

免税事業者向け単価を申請する方は、早めに提出書類の準備を!

交付単価が分かれた?

令和5年産から**免税事業者向け単価**と 課税事業者向け単価に分かれました。

各単価の適用者は?

免税 消費税の免税事業者

消費税の課税事業者、

組織として確定申告していない集落営農

免税事業者向け単価 を申請する方・

収入・売上が1千万円以下※であることを確認します。

令和7年6月30日までに交付申請書(様式第1号)に下記の書類 を添付して提出してください。なお、課税事業者等が虚偽申請 した場合、本交付金は全額不交付・返還となります。

※確定申告書の「営業等」及び「農業」の合計額

● 2年前の確定申告書(写)

※交付金が含まれるために1千万円を超えている場合は、 青色申告決算書(白色申告の収支内訳書)(写)の農業所得用等も添付

●営農開始2年以内の方は、個人事業の開業・廃業等届出書(写)等

個

- 2期前の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表1)(写)等
- ●法人で設立初年度の方は、法人設立届出書(写)等
- ●法人で設立2期目の方は、法人設立届出書(写)等 及び 初年度の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表1)(写)等

課税事業者向け単価を申請する方の提出書類は従前と同様です。

農林水産省

よくあるご質問

Q1 2年前の確定申告書類を紛失した場合はどうすればいい?

↑ マイナンバーカードがある方は、e-Taxから確定申告書等のPDF ファイルをダウンロード・印刷してその写しを提出してください。 e-Taxを利用できない方は、確定申告を行った税務署で再発行 手続き(開示請求)※を行ってください。 ※再発行に1ヶ月程度かかるため、早めの手続きをお願いします。

Q2 2年前に確定申告していない場合はどうすればいい?

A2 市民税の申告書等により、2年前の収入額を確認することができれば、免税事業者向け単価が適用されます。

Q3 適用する交付単価はどの時点で判断されますか?

▲3 交付申請年の6月末時点の状況で判断します。

○4 必要な書類が揃わなかった場合はどうなりますか?

A4 書類が揃わないなど、免税事業者向け単価を適用する要件を満た すことが確認できない場合、課税事業者向け単価が適用されます。

Q5 確定申告書に交付金の額が含まれて1千万円を超える場合は?

A5 青色申告決算書または白色申告の収支内訳書に記載の金額と、交付決定通知書等により、交付金額を除いた収入が1千万円以下であることが確認できた場合、免税事業者向け単価が適用されます。

お気軽に、無料電話相談

<受付時間:平日9:00~17:00>

サア ミナハイロー

フリーダイヤル

0120-38-3786

※自動的に最寄りの地方農政局等に繋がります。



ご注意:携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話など一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。

携帯電話をご利用の方は左のQRコードから、最寄りの地方農 政局等、地域農業再生協議会(市町村、JA等)にご相談下さい

■本チラシや経営所得安定対策に関するお問い合わせは上記のほか、 農林水産省農産局穀物課 経営安定対策室 (Tel:03-6744-0502) へ

